

平成30年第3回臨時会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 3 0 年 8 月 8 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 1 号

提案～採決

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	原悟郎	9番	大熊惠二
5番	百瀬輝和	10番	丸山豊

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	唐澤英樹
副村長	原茂樹	子育て支援課長	唐澤孝男
教育長	清水閣成	産業課長	出羽澤平治
総務課長	藤田貞文	建設水道課長	藤澤隆
地域づくり推進課長	田中俊彦	教育次長	伊藤弘美
会計管理者	松澤厚子	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋		

○職務のため出席した者

議会事務局長	小澤久人
議会事務局次長	松澤さゆり

## 会議のてんまつ

平成30年8月8日

午前9時00分 開会

事務局長（小澤 久人） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（丸山 豊） お疲れさまです。

猛暑、大雨、台風と、自然の猛威を見せつけられる災害列島の様相でございます。各地で大きな被害が発生しており、お見舞い申し上げるところでございます。村におきましても、十分な備えを怠らないよう願うものでございます。

ただいまから、平成30年第3回南箕輪村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議に入る前に御報告いたします。

堀健康福祉課長が公務のため欠席する旨の連絡がありました。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、3番、山崎文直議員、4番、原悟郎議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題にいたします。

先ほど、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

大熊議会運営委員長。

議会運営委員長（大熊 恵二） おはようございます。

議会運営委員会より御報告を申し上げます。

本日招集されました平成30年第3回南箕輪村議会臨時会の会期日程等につきまして、先ほど議会運営委員会を開かせていただきました。次のように決定をいたしましたので御報告を申し上げます。

本臨時会に付議されました事件は、議案1件であります。

会期は、本日8月8日きょう限りといたします。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

議長（丸山 豊） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸山 豊） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日8月8日限りに決定いたしました。

なお、本臨時会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成30年第3回議会臨時会を招集申し上げましたところ、お忙しい中、全議員の御出席を

いただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

ことは記録的な猛暑となっており、異常気象であります。全国各地で最高気温が更新され、暑さ対策が毎日のように報道をされております。また、熱中症が心配されており、本村でも学校行事等に影響が出ておるところであります。この暑さ、まだしばらく続くようであり、どうか健康には御留意をいただきたいというふうに思います。

さて、7月21日には、道の駅大芝高原の開駅式が行われ、盛大に挙行することができました。温泉を含め、これだけの設備を整えておる道の駅は珍しいとのお話もいただきました。ソフト事業を充実させながら、またPRにも努めながら、村のにぎわいを創出できればと思っております。

さらに7月29日には、フラッグフットボール全国小学生選抜大会に、北は北海道、南は九州地域からもおいでいただき、開催することができました。初めての試みであり、心配をいたしましたが無事終了することができました。協会の評議員からは、毎年開催をしたいとのお話もいただき、また参加をされました皆様方からは、素晴らしい場所であるというお話もありました。さらには、村内の宿泊施設の利用や合宿等の打診もあり、一定の効果があったのではないかと考えております。

さて、本日の臨時議会は、職員の公務中の事故に伴う損害賠償の案件であります。営業補償含めて、示談に至っておりませんが、車の修理代金が確定となり、加入しております保険会社から中間支払いとしての車の修理費の支払いが認められましたので、その部分に対する議会の議決をお願いするものであります。支払いにつきましては、直接保険会社から支払いとなりますので、予算が伴わないものであります。お認めをいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号「損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。小澤事務局長。

事務局長（小澤 久人） 朗読

議長（丸山 豊） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第1号「損害賠償の額を定めることについて」の提案理由を申し上げます。

本案は、職員の公務中の公有自動車による事故に伴う損害賠償についての案件であります。

損害賠償の内容につきましては、自動車の物損、人身及び営業補償となりますが、これらの損害補償の示談は一括して行うこととなります。現時点では示談の成立には至っておりませんが、自動車の修理代金が確定となり、保険会社から中間支払いとして自動車の修理費の支払いが認められました。

つきましては、損害賠償額のうち自動車修理にかかる賠償額の一部を定めることにつきまして、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（丸山 豊） 細部説明を求めます。

藤田総務課長。

総務課長（藤田 貞文） それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

議案を1枚おめくりいただきまして、2枚目をごらんいただき、損害賠償の額を定めることについてでございます。

事件名につきましては、交通事故による損害賠償。

事故発生年月日につきましては、平成30年5月30日、午後2時40分ごろ。

事故発生場所は、南箕輪村5586番地2先、田畑地区となります。県道伊那箕輪線、  
[REDACTED]でございます。

賠償の相手方は、[REDACTED] さんでございます。

5の事故の概要であります。

ただいま御説明を申し上げました日時、場所におきまして、村職員が公務執行中に公有自動車を運転していたところ、右折のため停止をしていた自動車があり、それを停止して待機していた相手方自動車へ追突し、運転していた相手方が負傷して、自動車が破損したものでございます。この自動車の同乗者はございませんでした。

6の賠償金額でございますが、225万7,405円、村から相手方に対しまして、損害賠償金の一部としまして自動車修理分を支払うものでございます。

この修理内容でございますが、自動車本体及び自動車後部の荷台に搭載されておりました業務用の工具や機械、それらを設置するための特殊な装備の修理にかかわるものでございます。この支払いにつきましては、本来であれば、全ての示談が成立してから人身などの賠償額も含めまして一括して支払いとなるものでございますが、保険会社での判断といたしまして、自動車の修理が終了し、また相手方の営業が再開されていること、今後の人身や営業補償の示談に時間を要するということから、示談成立前ではございますが、特例として損害賠償金の一部として決定し、先行して支払うものでございます。

以上のことから、自動車の修理費にかかわる賠償金の支払いに当たりまして、損害賠償の額として定めていただくことをお願いするものでございます。

なお、村側の過失割合は10割となりますので、損害の全額を賠償することとなってまいります。この損害賠償額につきましては全額保険により補填をされるものでございます。

また、支払いにつきましては、保険会社から自動車修理業者に直接支払われるというものでございますので、予算は伴わないということでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（丸山 豊） これから、議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

今回の損害賠償につきまして、公用車の事故等はほかにも多々あるわけですが、今回の額が大きいことと、また、先ほど説明にあった10対ゼロということで、相手方は、いわゆる今回の事故に関して完全な被害者という状況でありまして、正直、今回この議会でも、賠償の相手方、個人名まで出されて、こうやって議決にかけられるわけですので、御本人の思い、ちょっとぜひここで、議会で伝えてほしいというふうに言われている部分もありますので、ちょっと具体的になりますけれど、質問させていただきます。

今回は、たまたま事故の相手方は村民ではなかったわけですが、実際、村内の事故で

あり、村民が相手方だった場合もあり得るわけで、事故後の対応について、相手方は不満に思うこと等多々あったようですので、それを本人、ここに来て、傍聴しながら、村側の誠意を見たい、聞きたいという話もおっしゃっておったんですけれど、来られないということで、その点含めて、誠意ある御答弁をいただきたいと思います。

御本人は、個人事業主でありまして、今回の賠償を受けるに当たって、1円単位まで帳簿を照らし合わせて、その書類の提出に苦勞されているわけですが、実際には保険が賠償に至るかどうかは、理由の明確さに欠ける部分は補償されないということを言われておられるということで、また、その賠償以外にも、事故のために通院もされているわけですが、やらざるを得ないことがたくさんあって、それでもそれが全て賠償に至るわけではないという、何ともやるせない気持ちを持たれていると。

それで、前回、この事故に関する公用車の、また宛てがうというか、村も公用車が必要なわけで、議会でもその予算を通したわけですが、御本人にしてみると、今回自分がもらった事故は、自分は個人になり、民間なわけですから、こういった自分の時間を割き、労力を割き、また人身にかかわる痛みを自分が、個人が負っているわけですが、事故を起こしてしまった村側に関しましては、果たして被害を受けた相手方ほど苦勞というか、そういった痛い思いをされているのだろうかという切実な思いがあるわけです。

そういった点で、この方に限らずですが、事故があつてしまつて、また、村側として、その人に対する思いというかをお聞きしたいのと、また今回は、この事故後、村側に、私も通じて、幾つか反省点があつたかと思ひます。そういう点を述べられる範囲で結構ですので述べていただいて、今後の対応について、村がこの事故ではなく、今後、事故等を起こさないようにするという思いも含めて、御答弁をいただきたいと思ひます。

以上です。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

藤田総務課長。

総務課長（藤田 貞文） ただいま小坂議員の御質問にありますように、被害者、被害に遭われた方のお気持ちを考えた上での村の対応ということで、村の考え方、それから、また村の手落ちがあつた部分ということで御質問をいただきました。

村といたしましては、大変、職員の不注意におきまして、被害者の方に大変な御迷惑、また御心勞をかけてしまいましたことに、この場をおかりしましておわびを申し上げるところでございます。

そういった中で、村では、特に交通事故の対応につきましては、マニュアル化ということではしているところではございませんけれども、できるだけ物損事故を起こした場合には、原形復旧をするように努めているところでございます。また、人身事故を起こしてしまった場合には、速やかに負傷者の救護に当たりまして、治療を受けていただき、一日も早い回復をしていただきますよう、保険会社とも連絡をとりながら、その後の必要な対応について進めております。公務中の事故につきましては、本人はもちろんでございますが、場合によっては職場の上司が同行しまして、誠意を持っておわびを申し上げているといったところでございます。

ただし、今回、村の不備な点というところでございますが、被害者の方御本人とは密に連絡はとっていた部分もございまして、直接御本人のお宅へお邪魔して謝罪を申し上げるとい

った機会が、なかなか調整がつかずに遅くなってしまったということで、御本人に御迷惑をかけてしまったといった点は、この点は村側の対応が不備な点があったということで、その点は深くおわびを申し上げるところでございます。

また、保険の賠償の対応につきましては、これ、村側のほうで保険会社のほうに一任をしているという形になっております。そういった中で、保険会社としましても、村側がもう10割、もう100%過失があるわけでございますので、そういった立場に立ちまして、村側からも保険会社のほうへ、なるべく御本人の意向に沿った形での対応をしていただくようなお願いもしているところでございますが、保険会社のほうにつきましても、保険会社としての規準もでございます。そういった中で、適正な範囲内での損害賠償ということをしざるを得ないということは、この点は御理解を願えればと思います。

そういった意味ではございますが、村のほうとしましては、被害者の方の立場に立った上での損害賠償のほうを進めていきたいということで、今回も自動車の修理代の支払いにつきましても、今後の損害賠償の示談のほうを円滑に進めてまいりたいというようなことで、今回お支払いをさせていただくというような形もとらせていただいたところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（丸山 豊） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

今、2番議員から、被害者に対する思いを村側に求めたところでありますが、この事故等については、我々全協でも細部にわたってお聞きしておるところでございますが、安全運転管理者は今総務課長でございますね。一つ、これを一つのきっかけとして、今までもずっと安全運転については十分啓発活動をやっているところだと思っておりますが、さらに徹底をしてやっていただきたいというお願いをしておきたいと思っております。

それから、やろうと思ってやったわけじゃないとは思いますが、世の中、家の中においても交通事故に遭うというような時代でもありますし、どこで何が起きるかわからんということで、10対ゼロといっても、一方的に責めるのもいかなものかと思うところであります。世の中、生活していく上で、足し算、引き算のようにはっきり割れるというものではありませんので、そういう点は人間社会のそういう仕組みの中で、我々、知恵を出して生活をしていかなきゃならないと思うところであります。

事故を起こした職員につきましては、事故の示談が成立した段階で応分の処置をするという話も聞いておりますが、その点について、村長のほうより確認をさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

議長（丸山 豊） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 前段の職員の交通安全に対する意識の徹底につきましては、常にさせていただいております。ただ、常に徹底をさせていただいておりますけれども、間々こういう事例というのはあるところであります。あつてはならないということでございますけれども、さらに万全の注意をしながら運転をするようにということは申し上げておると

ころでございます。

職員の処分と申しますか、そういった問題の御質問であります。

村にも懲戒委員会というのがありまして、交通事故に対しましても規準というのができております。したがって、示談成立後に懲戒委員会で検討し、どこに当てはまるのか、その検討結果を待って、そういった一定の処分はしてまいりたいという考え方でございます。なお、この規準等々につきましては、公務、公務外を問わず適用させておりますので、そんな点はそんな御理解をお願いしたいと思います。ただ、公務外の場合には、人身だとか、あるいは物損の部分でもかなりの被害があったというような、こういう部分について適用させていただいているということでございます。したがって、懲戒委員会で十分検討して、それに沿って進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 事故を起こした職員はかなり落ち込んでいることだろうと思います。村にとって大事な戦力でありまして、こうして臨時会もそのために開いて、議会も大変な思いを共有しているわけでご覧になって、そういう意味を職員もしっかりかみしめていただいて、さらに村の発展のためにポジティブな活動、業務推進を行っていただくように、落ち込まないように、職員には一つ元気を出して、今まで以上に頑張るように、一つ声をかけてやっていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（丸山 豊） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 事故を起こしました職員、まだまだ若い職員でありますし、日ごろの勤務態度も本当に真面目な職員であります。積極的に仕事もこなしていただいておりますので、こういったことで落ち込むことのないように、さらにこのことをばねとして、しっかりと村のために仕事をしていただきたいと思いますという、こういうことは話をしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（丸山 豊） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（丸山 豊） これで質疑を終わります。

議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「損害賠償の額を定めることについて」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（丸山 豊） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（丸山 豊） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 慎重な御審議をいただく中でお認めいただきまして、ありがとうございました。

先ほども申しあげましたけれども、職員には、公務、公務外を問わず、さらに交通事故防止、交通安全の徹底を図ってまいります。今でも図っておるところでございます。

さて、8月25日には、村最大のイベントであります大芝高原まつりが開催されます。村の元気を発信できるようなお祭りにしてまいりたいと思っておるところでございます。大勢の村民の皆さんの御協力もいただかなければなりません。議会の皆様方にも、1日と言わず、準備から片づけまで、また、きのうはテントの整理をしていただいたということで、本当にありがたく思っております。村を挙げて、村の元気、活力を発信していく。さらには、道の駅に登録されました最初の大芝高原まつりということでもありますので、今まで以上のお祭りになればというふうに思っておるところであります。

まだまだ暑さが続くものと予想されており、健康には御留意をいただきながら御活躍をお願い申し上げます。

慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げて、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長（丸山 豊） これをもちまして、平成30年第3回南箕輪村議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

事務局長（小澤 久人） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

議 長（丸山 豊） お疲れさまでした。

閉会 午前9時28分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員